

発議第6号

令和5年6月5日

木津川市議会議長 長岡 一夫 様

提出者 木津川市議会議員 倉 克伊
木津川市議会議員 森本 隆
木津川市議会議員 大角 久典
木津川市議会議員 高岡 伸行
木津川市議会議員 草水 基成

木津川市副市長定数条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条第1項及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

副市長の定数を「2人以内」とするため提案するものです。

木津川市条例第 号

木津川市副市長定数条例の一部を改正する条例（案）

木津川市副市長定数条例（平成19年木津川市条例第225号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号） 第161条第2項の規定に基づき、木津 川市副市長の定数は、 <u>2人以内</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号） 第161条第2項の規定に基づき、木津 川市副市長の定数は、 <u>1名</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。